

平成31年厚木市農業委員会 4月定例総会議事録

日 時 平成 31 年 4 月 25 日 木曜日 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

1 番 松 前 進 5 番 山 川 宏 司

6 番 井 上 謙 治 7 番 難 波 博 文

8 番 野 口 政 夫 9 番 三 橋 澄 夫

10番 木 原 淳 子 11番 飛 川 雄 治

12番 早 川 曉(会長職務代理者)

欠席者 2 番 市 川 和 典 3 番 小 塩 仁

4 番 臼 井 スミ子

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 副主幹 都市農業支援担当主幹

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告 16 件)
- 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (報告 8 件)
- 3 裁判官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について (報告 1 件)
- 4 東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について (報告 1 件)
- 5 横浜南税務署長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について (報告 1 件)
- 6 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告 3 件)
- 7 農地法第 4 条の規定による許可申請の取下げについて (報告 1 件)
- 8 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (4 件)
- 9 議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (2 件)
- 10 議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (2 件)
- 11 議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について (55 件)
- 12 議案第 21 号 2020 年度県農地等利用最適化の推進に関する意見について (1 件)
- 13 議案第 22 号 厚木農業振興地域整備計画の変更について (1 件)

<議長>

ただいまの出席委員は10人で定足数に達しております。
市川和典委員、小塩仁委員及び臼井スミ子委員から欠席の届出があります。
これより、平成31年厚木市農業委員会4月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の山川宏司委員と6番の井上謙治委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、3月11日から3月31日までに受け付けした平成30年度分と4月1日から4月10日までに受け付けした平成31年度分でございます。それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
まず、平成30年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、合計で1件、1筆、面積は188平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で9件、11筆、面積は3,866.71平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、10件、12筆、面積は4,054.71平方メートルでございます。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの法第4条及び第5条を合わせまして、239件、431筆、面積は155,563.06平方メートルでございます。

続きまして、平成31年度分処理状況でございます。

法第4条につきましては、合計で4件、8筆、面積は1,250.31平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で2件、2筆、面積は582.13平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、6件、10筆、面積は1,832.44平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、3月11日から3月31日までに受け付けした平成30年度分と4月1日から4月10日までに受け付けしました平成31年度分でございます。

それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

平成30年度分としましては、被相続人は1人、農地の所有権を取得された相続人は1人、筆数は3筆、面積は625平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

次に平成31年度分としては、被相続人は5人、農地の所有権を取得された相続人は7人、筆数は31筆、面積は12,798平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「裁判官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「裁判官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について」、御報告いたします。

報告する案件は1件でございます。

本件につきましては、平成31年3月14日付けで、横浜地方裁判所小田原支部民事部裁判官から農地の現況について照会があったものです。

土地の所在地は上依知字鳥井戸1筆、地目は畑、面積は271平方メートルでございます。

所有者は、静岡県駿東郡清水町卸団地の株式会社Aです。

調査したところ、当該地は市街化区域内の土地で、平成30年9月11日付け、農地法第5条第1項

第6号の規定に基づく農地転用届出が提出されており、現況が非農地であることを確認いたしました。

「国からの通達に基づく地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」に準ずる事務処理となることから、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について」、御報告いたします。

報告する案件は1件でございます。

本件につきましては、平成31年3月8日付けで、東京国税局長から農地の現況について照会があったものです。

土地の所在地は飯山字東台下2筆、地目は田、合計面積は214平方メートルでございます。

所有者は、飯山にお住まいのBさんです。

調査したところ、当該地は市街化調整区域内の土地で、平成31年3月14日に現地調査を行ったところ、2筆とも非農地であることを確認いたしました。

また、県に原状回復命令について確認したところ、原状回復命令を発する予定はない旨、回答がありましたので、非農地証明の手続きが必要になる旨を回答いたしました。

「国からの通達に基づく地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」に準ずる事務処理となることから、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「横浜南税務署長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について」を議題と

いたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「横浜南税務署長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について」、御報告いたします。

報告する案件は1件でございます。

本件につきましては、平成31年3月15日付けで、横浜南税務署長から農地の現況について照会があったものです。

土地の所在地は飯山字山田原2筆、地目は畑、合計面積は1,370平方メートルでございます。

所有者は、横浜市磯子区洋光台5丁目にお住まいのCさん及び東京都清瀬市中清戸5丁目にお住まいのDさんです。

調査したところ、当該地は市街化調整区域内の土地で、平成31年3月19日に現地調査を行ったところ、2筆とも非農地であることを確認いたしました。

また、県に原状回復命令について確認したところ、原状回復命令を発する予定はない旨、回答がありましたので、非農地証明の手続きが必要になる旨を回答いたしました。

「国からの通達に基づく地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」に準ずる事務処理となることから、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明について」、御報告いたします。御報告する案件は3件でございます。

1番でございますが、申請者は、三田にお住まいのEさんでございます。

申請地は三田字堰端1筆、地目は田、面積は171平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和50年頃に農業用倉庫を建築し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成21年度の固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、4月3日に飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認められたものでございます。

2番でございますが、申請者は、中荻野にお住まいのFさんでございます。

申請地は三田字田居頭1筆、地目は畑、面積は158平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和56年頃に農業用倉庫を建築し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成21年度の固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、4月3日に飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

3番でございますが、申請者は、下荻野にお住まいのGさんでございます。

申請地は下荻野字升割1筆、地目は畑、面積は264平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和54年1月に農業用機械保管庫を建築し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成21年度の固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、4月9日に難波委員及び野口委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました飛川委員及び難波委員から報告をお願いします。

<飛川委員>

1番及び2番について説明いたします。

1番でございますが、この土地につきましては、昭和50年頃に農業用倉庫を建築し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

2番でございますが、現地を確認したところ、この土地につきましては、昭和56年頃に農業用倉庫を建築し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局からありましたとおりでございます。

<難波委員>

3番について説明いたします。

現地を確認したところ、この土地につきましては、昭和54年1月に農業用機械保管庫を建築し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程7、「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」、御報告申し上げます。

御報告する案件は1件です。

本件につきましては、厚木市農業委員会3月定例総会におきまして、駐車場設置のための農地法第4条の許可申請を御審議いただいた案件でございます。

対象となる農地の所在は、下津古久字鎌田2筆、地目は田、合計面積1,605平方メートル。申請人は、下津古久にお住まいのHさんです。

3月定例総会で許可相当とすることと決定しましたので、その旨の意見書を作成し、神奈川県知事に進達いたしました。4月8日付けで申請者から搬出入土の削減を目的とした計画変更のため、許可申請取下書が提出され、4月10日に神奈川県知事に送付いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程8、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は上荻野字北久保2筆、地目は畑、合計面積は862平方メートルです。

受人は上荻野にお住まいのIさんで、渡人は愛川町田代にお住まいのJさん及び同所にお住まいのKさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

芝の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機、草刈り機等。

労働力につきましては本人、父及び母の合計3人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は5,208.91平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約3分のところに位置しております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は上古沢字市道1筆、地目は田、面積は1,082平方メートルです。

受人は上古沢にお住まいのLさんで、渡人は上古沢にお住まいのMさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機等。

労働力につきましては本人及び妻の合計2人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は5,014平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約10分のところに位置しております。

3番でございますが、対象となる農地の所在は上落合字広町2筆、地目は田及び畑、合計面積は984平方メートルです。

受人は上落合にお住まいのNさんで、渡人は岡田2丁目にお住まいのOさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植え機、耕うん機、コンバイン等。

労働力につきましては本人1人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は3,181平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約5分のところに位置しております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は恩名字西耕地1筆、地目は田、面積は330平方メートルです。

受人は恩名1丁目にお住まいのPさんで、渡人はアメリカ合衆国カリフォルニア州フェアオークス市ニューヨーク通りにお住まいのQさんです。

本申請は、耕作上の利便を図るための売買による所有権移転です。

水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、糞摺り機、田植え機等。

労働力につきましては、本人、子及び従業員2人の合計4人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は7,151平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約8分のところに位置しております。

以上でございます。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、許可することに決しました。

<議長>

次に、日程 9、議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 2 件でございます。

1 番でございますが、対象となる農地の所在は愛甲字新町 1 筆、地目は田、面積は 991 平方メートルです。

申請人は、愛甲 3 丁目にお住まいの R さんです。

本申請は、駐車場設置のための許可申請です。

申請人は、厚木市酒井に本店を置き、貨物運送業を営む S 株式会社から、事業拡大により、現在契約中の従業員等の駐車場が不足しているため、事業所から近距離にあり管理がしやすく、従業員及び社用営業車両 22 台分の駐車場として十分な面積を確保できる申請地を駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、許可申請されたものです。

申請地の北側、東側及び西側は田、南側は道路となっております。

土地利用計画図によりますと、敷地内に 40 センチメートル程盛土を行い、南側道路と高さを揃え、出入口を幅 7 メートルのコンクリート舗装で設け、碎石舗装し、車両 22 台分の駐車場としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、南側に地先境界ブロックを新設、北側、西側及び東側にコンクリートブロック 1 段積を新設する計画となっております。さらに、北側、西側及び東側については隣地境界から 1.5 メートル程に 30 度以下の法面処理の緑地帯を設け、駐車場と緑地帯との境界にはコンクリートブロック 1 段積を新設する計画となっております。

また、雨水については雨水浸透柵及び浸透トレンチ管を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の東側にある市街化区域から事業用地を挟み連たんする第 3 種農地です。

農地法第 4 条第 6 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題が生ずるおそれはないものと判断されます。

また、申請地は、神奈川県相模川西部土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としてはさしつかえないとの意見書が提出されております。

なお、本案件につきましては、開発区域面積が 500 平方メートル以上となっておりますので、厚木市住みよいまちづくり条例の特定開発事業に該当しており、現在手続中となっております。

2 番でございますが、対象となる農地の所在は下津古久字鎌田 2 筆、地目は田、合計面積は 1,605 平方メートルです。

申請人は、下津古久にお住まいのHさんです。

本申請は、駐車場設置のための許可申請です。

申請人は、厚木市下津古久に本店を置き、貨物運送業を営むT株式会社から、事業拡大により、現在契約中の駐車場が不足となったことから、事業者から近距離にあり管理がしやすく、幹線道路に近接しており、交通の便が良い申請地を従業員及び社用営業車両の駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、許可申請されたものです。

申請地の北側は畑、西側及び南側は道路、東側は道路予定地の雑種地となっております。

土地利用計画図によりますと、敷地内は西側及び南側道路と比べ20センチメートル高くなっておりますので、出入口を西側及び南側に幅6メートルの透水性舗装にてスロープ状で設け、敷地内を砂利敷し、車両30台分の駐車場としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、西側及び東側に地先境界ブロックを新設、西側及び南側の出入口以外にコンクリートブロック2段積を新設、北側には緑地帯を設け、隣設農地との境界に地先境界ブロックを新設する計画となっております。

また、雨水については雨水浸透柵及び浸透トレンチ管を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は相川地区市民センターから257.08メートルの距離に位置する第3種農地です。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題が生ずるおそれはないものと判断されます。

また、申請地は、神奈川県相模川西部土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としてはさしつかえないとの意見書が提出されております。

なお、本案件につきましては、開発区域面積が500平方メートル以上となっておりますので、厚木市住みよいまちづくり条例の特定開発事業に該当しており、現在手続中となっております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当をも

って県に進達することに決しました。

<議長>

次に、日程10、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は三田字才戸1筆及び同字上山1筆、地目は畑及び田、合計面積は1,075平方メートルです。

受人は下荻野の株式会社U、代表取締役Vさん、渡人は海老名市国分南4丁目にお住まいのWさんです。

本件は、所有権移転による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

受人は、下荻野に本店を置き、土木工事業を営む法人で、現在綾瀬市で借用している資材置場について返却を求められたため、厚木市に事務所があること、圏央道厚木インターチェンジの付近にあり、取引先との交通アクセスが良いこと、現在の借用地とほぼ同程度の面積であることから申請地を取得し、資材置場及び駐車場として利用するため、申請されたものです。

三田字才戸の周囲は道路、同字上山の北側は田、西側は道路、南側は雑種地、東側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、三田字才戸については敷地内を砂利敷し、車両1台分の駐車場として、利用しようとする計画となっております。

また、同字上山については敷地内に40センチメートル程盛土を行い、出入口を西側に透水性アスファルト舗装にて設け、用水路を床板コンクリート打ちし、暗渠にした上でグレーチングを新設します。また、敷地内を転圧した上で砂利敷を行い、砂利や単管等の資材置場のほか、車両3台分の駐車場として利用しようとする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、三田字才戸については北側及び西側にコンクリートブロック2段積を新設、南側の周囲を波板鋼板で囲んだ緑地帯を新設、同字上山については南側に既存のコンクリートブロック3段積があり、北側及び東側にコンクリートブロック3段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、市街化区域から300メートル以内の距離に位置し、農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題が生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本案件につきましては、開発区域面積が500平方メートル以上となっておりますので、厚木市住みよいまちづくり条例の特定開発事業に該当しており、現在手続中となっております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は三田南三丁目1筆、地目は畑、面積は678平方メー

トルです。

受人は三田南2丁目にお住まいのXさん及び同所にお住まいのYさん、渡人は三田南3丁目にお住まいのZさんです。

本件は、所有権移転による自己住宅建築のための転用許可申請です。

受人は、現在の住居が国道246号線厚木秦野道路改築工事に伴う収用対象地となったため、現住所付近の申請地を取得し、自己住宅を移転しようとするものです。

申請地周辺について、北側及び東側は畑、南側は道路、西側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を転圧し、建築面積191.48平方メートル、延床面積299.12平方メートルの木造2階建ての住宅として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、南側に出入口を設け、敷地境界に縁石を新設、西側に既存のコンクリートブロック3段積があり、北側及び東側にコンクリートブロック1段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから事業用地等を挟み連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題が生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発規模が500平方メートル以上でございますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、都市計画法第29条に基づく開発許可申請と共に現在手続中となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<飛川委員>

1番について、今回の申請者とは関係ありませんが、当該地付近で農地転用許可後、残土が盛られた場所がありました。

農業委員会の手を離れた後であっても、隣接農地に影響を及ぼすような使い方がされないような監視を行わなければならないと考えます。

<副主幹>

隣接農地に影響を及ぼすような使い方が見られた場合は、農地法の適用外の土地であっても指導を行うことができますので、地元農業委員や農地利用最適化推進委員の方々は、そのような場所を見つけた際は事務局まで御連絡ください。

<飛川委員>

三田地区は転用が多いので、農業委員や農地利用最適化推進委員だけでは目が行き届かない場合

があります。できることなら民間に委託してでも、勝手な盛土が行われたりしないように監視していかねばならないと考えます。

<副主幹>

飛川委員がおっしゃっていた残土が盛られた場所については、他課がパトロールしていた際に発見し、農業委員会へ通報がありました。

本件は、農業委員会だけの問題ではありませんので、今後も関係各課と協力し、早期発見、早期指導に努めていきたいと思えます。

<飛川委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はございませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程11、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、本議案は55番までございますが、1番につきましては、井上委員が関係する議案です。農業委員会等に関する法律第31条及び厚木市農業委員会会議規則第16条の規定により、自己に関する事項については、その議事に参与することができませんので井上委員の退室を求めます。

[井上委員退室]

<議長>

それでは、日程11、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」の1番についての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」の1番について、御説明申し上げます。

1番でございますが、借人は上依知にお住まいのaさんで、申出地は山際字六貫田3筆、同字中神1筆及び上依知字田中2筆、地目は田、合計面積は4,063平方メートル。利用目的は水稻。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」の1番は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」の1番は、原案のとおり決定されました。

ここで井上委員の入室を認めます。

[井上委員入室]

<議長>

それでは、日程11、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」の2番から55番についての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」の2番から55番について、御説明申し上げます。

2番から11番でございますが、借人が金田にお住まいのbさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

2番の申出地は金田字白鳥1筆、同字新森下2筆、同字新2筆及び下依知字中河原1筆、地目は田、合計面積は2,794平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の新規及び更新設定でございます。

3番の申出地は金田字新森下2筆、地目は田、合計面積は1,182平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

4番の申出地は金田字新2筆、同字前河内下1筆、下依知字寺前及び同字中河原1筆、地目は田、合計面積は3,891平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の新規及び更新設定でございます。

5番の申出地は金田字金ノ御嶽1筆及び同字根付1筆、地目は畑、合計面積は1,913平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

6番の申出地は金田字根付1筆、地目は田、面積は3,229平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

7番の申出地は金田字新4筆、地目は田、合計面積は1,039平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

8番の申出地は下依知字大六天下1筆、地目は田、面積は969平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

9番の申出地は下依知字寺前2筆、地目は田、合計面積は991平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

10番の申出地は下依知字寺前1筆、地目は田、面積は190平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

11番の申出地は下依知字寺前3筆、地目は田、合計面積は1,839平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

12番でございますが、借人は山際にお住まいのcさんで、申出地は山際字西ノ久保1筆、地目は畑、面積は429平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の貸借権の新規設定でございます。

13番でございますが、借人は妻田北2丁目にお住まいのdさんで、申出地は三田字五貫田2筆、地目は田、合計面積は3,035平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

14番でございますが、借人は及川1丁目にお住まいのeさんで、申出地は上荻野字浅間原2筆、地目は畑、合計面積は1,573平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

15番でございますが、借人は鳶尾4丁目にお住まいのfさんで、申出地は上荻野字陽野原1筆、地目は畑、面積は1,097平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

16番でございますが、借人は上荻野にお住まいのgさんで、申出地は上荻野字上之原1筆、地目は畑、面積は908平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

17番から21番でございますが、借人が飯山にお住まいのhさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

17番の申出地は飯山字下河原2筆、地目は田、合計面積は2,034平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

18番の申出地は飯山字下河原4筆、地目は田、合計面積は2,476平方メートルの内2,090平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

19番の申出地は飯山字下河原1筆、地目は田、面積は565平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

20番の申出地は飯山字下河原4筆、地目は田、合計面積は1,801平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

21番の申出地は飯山字下河原3筆、地目は田、合計面積は2,277平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

22番及び23番でございますが、借人が飯山にお住まいのiさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

22番の申出地は飯山字上千頭1筆、地目は畑、面積は1,021平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

23番の申出地は飯山字千代ヶ原1筆、地目は畑、面積は1,236平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

24番でございますが、借人は下依知2丁目にお住まいのjさんで、申出地は飯山字松堂下1筆、地目は畑、面積は1,063平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

25番でございますが、借人は温水西2丁目にお住まいのkさんで、申出地は小野字赤坂1筆、地目は畑、面積は793平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

26番及び27番でございますが、借人が温水にお住まいのlさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

26番の申出地は恩名字片岸1筆、地目は田、面積は969平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

27番の申出地は温水字赤羽根1筆、地目は畑、面積は1,449平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

28番でございますが、借人は戸田にお住まいのmさんで、申出地は戸田字鶉田2筆、地目は畑、合計面積は1,156平方メートルの内686平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

29番でございますが、借人は戸田にお住まいのnさんで、申出地は戸田字鈴木田1筆、地目は畑、面積は759平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

30番でございますが、借人は戸田にお住まいのoさんで、申出地は戸田字橋外2筆、地目は田、合計面積は630平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

31番でございますが、借人は関口にお住まいのpさんで、申出地は山際字下中原1筆、地目は畑、面積は624平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

32番でございますが、借人は山際にお住まいのqさんで、申出地は山際字六貫田2筆及び猿ヶ島字竹ノ内2筆、地目は田、合計面積は2,972平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

33番及び34番でございますが、借人が棚沢にお住まいのrさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

33番の申出地は棚沢字市島川付2筆、地目は田、合計面積は1,362平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

34番の申出地は棚沢字市島川付1筆、地目は田、面積は731平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

35番から37番でございますが、借人が鳶尾4丁目にお住まいのsさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

35番の申出地は三田字天神上1筆、地目は畑、面積は40平方メートル。利用目的は野菜。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

36番の申出地は三田字天神上1筆、地目は畑、面積は154平方メートル。利用目的は野菜。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

37番の申出地は三田字天神上1筆、地目は畑、面積は154平方メートル。利用目的は野菜。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

38番及び39番でございますが、借人が三田にお住まいのtさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

38番の申出地は三田字島畑1筆、地目は田、面積は1,147平方メートル。利用目的は水稲。3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

39番の申出地は三田字上山1筆、地目は田、面積は1,027平方メートル。利用目的は水稲。3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

40番でございますが、借人は上荻野にお住まいのuさんで、申出地は上荻野字王子原2筆、地目は畑、合計面積は1,040平方メートル。利用目的は野菜。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

41番でございますが、借人は上荻野にお住まいのvさんで、申出地は上荻野字銅座金山1筆、地目は田、面積は677平方メートル。利用目的は水稲。6年間の使用貸借権の更新設定でございます。

42番でございますが、借人は関口にお住まいのwさんで、申出地は下荻野字廣町2筆及び中荻野字廣町1筆、地目は田、合計面積は1,214平方メートル。利用目的は大豆及び麦。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

43番から53番でございますが、借人が飯山の農事組合法人xで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

43番の申出地は飯山字下河原3筆及び同字千頭道下1筆、地目は田、合計面積は2,574平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

44番の申出地は飯山字千頭道上2筆及び同字上河原1筆、地目は田、合計面積は2,226平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

45番の申出地は飯山字千頭道上2筆及び同字上河原1筆、地目は田、合計面積は2,259平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

46番の申出地は飯山字千頭道上2筆、地目は田、合計面積は1,626平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

47番の申出地は飯山字上河原1筆、地目は田、面積は496平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

48番の申出地は飯山字上河原1筆、地目は田、面積は2,586平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

49番の申出地は飯山字柳背1筆、地目は田、面積は1,472平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

50番の申出地は飯山字柳背1筆、地目は田、面積は951平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

51番の申出地は飯山字西台下2筆、地目は田、合計面積は1,989平方メートル。利用目的は水稲。

3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

52番の申出地は飯山字西台下1筆、地目は田、面積は1,438平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

53番の申出地は飯山字西台下1筆、地目は田、面積は1,647平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

54番でございますが、借人は飯山にお住まいのyさんで、申出地は飯山字下河原1筆、地目は田、面積は704平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

55番でございますが、借人は戸田にお住まいのzさんで、申出地は戸田字橋外3筆、地目は田、合計面積は2,603平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

なお、2番から55番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」の2番から55番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」の2番から55番については、原案のとおり決定されました。

<議長>

続きまして、日程12、議案第21号「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望について」を議題といたします。

本件につきましては、農政対策検討会において、協議検討がなされておりますので、木原農政担当理事から説明をお願いします。

<木原農政担当理事>

ただいま議題となりました、議案第21号「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望について」、農政対策検討会にて慎重なる検討をした結果、議案のとおり要望を提出することとしました。

詳細については事務局から説明をいたします。

<議長>

続きまして、事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第21号「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望について」の詳細につきまして御説明いたします。

今回の要望事項は3件でございます。その内、継続が1件、新規が2件でございます。意見・要望事項について、項目・意見・要望事項の順に読んで説明にかえさせていただきます。

初めに、(2)農地の保全と有効利用対策について、農地中間管理機構を活用した土地の利活用について、積極的に貸し手・受け手のパイプ役として活動すること。特に中山間地の荒廃がもっとも進むと考えられることから、傾斜地等でも優良な農地への農道整備など基盤整備を早急に取り組むよう要望する。

続いて(3)担い手・経営対策について、認定農業者にとって、融資や補助、利子補給などメリットのある施策を充実させるとともに、認定水準に達しなくても意欲のある農家が多いことから、認定農業者の基準を下げること。

最後に、(5)鳥獣被害対策について、ニホンザルについては、計画的に捕獲を進められておりますが、イノシシ・ニホンシカによる被害も多く、生息数が増えていることから駆除を行うとともに、イノシシによる豚コレラ拡散防除対策を早急に講じること。

また、駆除対策と並行し里山を適切に管理できる手法を考えること。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程12、議案第21号「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望について」、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程12、議案第21号「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望について」は、原案のとおり承認されました。

<議長>

次に、日程13、議案第22号「厚木農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第22号「厚木農業振興地域整備計画の変更について」、御説明申し上げます。

本議案は、平成30年7月20日に変更されている現行の厚木農業振興地域整備計画書を変更するに当たり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市長から農業委員会に意見を求められたものでございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

本議案についての事務局の説明が終わりましたが、整備計画の変更の所管課は農業政策課です。
ここで、農業政策課職員から説明をしていただきたいと思っておりますので、職員を入室させてください。

〔農業政策課長 入室〕

<議長>

それでは、農業政策課長から説明をしていただきます。
よろしくお願いします。

<農業政策課長>

それでは、厚木農業振興地域整備計画の見直し案について御説明申し上げます。

(1)三田南地区につきましては、国道246号バイパス厚木秦野道路整備事業に伴い、地権者の居宅が収用の対象となることから、現在の居宅に近接する自己所有地へ移転するため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に基づき、農用地区域から除外するものです。

(2)小野地区につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項に基づき、農用地区域内において整備した、市道赤坂・竹ノ内線が、平成30年3月の共用開始に伴い、同法第10条第3項の要件を満たさなくなったため、農用地区域から除外するものです。

(3)酒井地区につきましては、第7回線引き見直しにおいて、一般保留区域に指定された当該地を、市街化区域に編入することから、農業振興地域の整備に関する法律第6条第3項に基づく農業振興地域の変更に関し先立ち農用地区域から除外するものです。

なお、除外する土地の所在につきましては、資料のとおりでございます。
説明は以上でございます。

<議長>

農業政策課長からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何か質問はありますか。

[質疑なし]

<議長>

質問はないようですので、農業政策課長は、これで退出をされて結構です。
御苦労様でした。

[農業政策課長 退室]

<議長>

これまでの説明で、本件については御理解いただけたのではないかと思います。
本議案につきましては、先ほどの事務局から説明がありましたとおり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則により、農業委員会は市長から意見を求められているものでございます。
事務局に聞きたいのですが、市長への意見として、何か提案はありますか。

<専任主幹>

農地を守り活かすという農業委員会の役割を認識いたしまして、事務局案としてここに提案させていただきます。

厚木農業振興地域整備計画の変更に関する計画策定については、農用地の集団的活用の推進及び地域の農業振興の観点から検討したところ、実情に即したものであると判断します。

なお、厚木農業振興地域整備計画は、本市農業の基本となるものですので、計画変更に当たっては、今後とも慎重に対応されたい。

以上でございます。

<議長>

ただいま、事務局案が示されましたが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

異議なしの声をいただきましたので、お諮りいたします。

議案第22号に係る農業委員会の意見は、事務局案とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程13、議案第22号「厚木農業振興地域整備計画の変更について」は、事務局案とすることと決定いたしました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成31年厚木市農業委員会 4月定例総会を閉会いたします。

平成31年 4月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
